

京都市上下水道局組織及び事務処理規程の一部を改正する規程を公布する。

平成28年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

京都市上下水道局管理規程第11号

京都市上下水道局組織及び事務処理規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局組織及び事務処理規程の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表中水道部の部管理課の項中「庶務係長，」の右に「事業管理係長，」を加え，同部施設課の項中「調整係長」を「事務係長，調整係長」に改め，下水道部の部管理課の項中「庶務係長，」の右に「事業管理係長，」を加える。

「

第1条	東山営業所	お客さまサービス係長，料金係長	
第2項中	山科営業所	お客さまサービス係長，料金係長	を

」

「

東部営業所	お客さまサービス係長，料金第1係長， 料金第2係長	に改める。
-------	------------------------------	-------

」

第1条第7項中第3号を削り，第4号から第23号までを1号ずつ繰り上げ，第2号を次のように改める。

(2) 東部営業所 京都市山科区柳辻西浦町1番地11

第2条第5項中「又は経営・防災担当部長」を「，経営政策担当部長又は財務・防災担当部長」に改める。

第3条第8項中「経営・防災担当部長」を「経営政策担当部長，財務・防災担当部長」に改める。

第5条第3項ただし書中「又は経営・防災担当部長」を「，経営政策担当部長又は財務・防災担当部長」に改める。

第6条総務課の項第13号中「(疏水の用地を除く。)」を削る。

第10条資器材・防災センターの項中第6号を次のように改める。

(6) 水道メーターの請求試験に関すること。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(関係規程の一部改正)

2 京都市上下水道局職員の職名等に関する規程の一部を次のように改正する。

別表中「〃〃経営ビジョン策定担当部長、」の右に「〃〃経営政策担当部長、〃〃財務・防災担当部長」を加える。

(上下水道局総務部職員課)